

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に関する質問・回答書及び修正事項等は1から3のとおりです。

令和7年11月20日

広島県東部総務事務所長 武田 将孝
(広島県東部建設事務所)

工事(業務)名	国道486号道路改良事業に伴う業務委託(R7-2工区)
入 札 方 式	指名競争入札
業 種 種 別	土木関係建設コンサルタント業務
公告日又は指名通知日	令和7年11月18日
入 札 日	令和7年11月26日 ～ 令和7年11月27日
開札予定日	令和7年11月28日

1 公告変更(様式2)
なし

2 設計図書に対する質問・回答書(様式3)
なし

3 修正事項等(様式4)
1件

修 正 事 項 等

令和 7 年 11 月 20 日

工事（業務）名 国道 4 8 6 号道路改良事業に伴う業務委託（R 7－2 工区）
 入 札 方 式 指名競争入札
 業 種 種 別 土木関係建設コンサルタント業務
 公告日又は指名通知日 令和 7 年 11 月 18 日
 入 札 日 令和 7 年 11 月 26 日～令和 7 年 11 月 27 日
 開札予定日 令和 7 年 11 月 28 日

修 正 前	修 正 後
地質調査特記仕様書 2 本業務における、主たる業務分野及び部門 「地質調査業務」 3 情報共有システム 4 成果物の提出 5 提出書類（テクリス）について 6 その他	特記仕様書 削除 2 情報共有システム 3 成果物の提出 4 提出書類（テクリス）について 5 その他
第 2 節 管理技術者 1 管理技術者は、業務の確認に当たっては、 用地調査等業務チェックマニュアル（案）により 実施することとする。 2 次の要綱等に、管理技術者の兼務制限が定め られているため、注意すること。 ・測量・建設コンサルタント等業務発注事務処 理要綱 ・管理技術者の兼務制限（測量・建設コンサル タント等業務）の緩和について（お知らせ）	第 2 節 本業務における、主たる業務分野 用地調査等業務（土地利用履歴等調査） 第 3 節 管理技術者 1 管理技術者は、土壤汚染対策法に基づく指 定調査機関及び指定支援法人に関する省令第 4 条の規定による技術管理者とする。 2 管理技術者は、業務の確認に当たっては、 用地調査等業務チェックマニュアル（案）により 実施することとする。 3 次の要綱等に、管理技術者の兼務制限が定め られているため、注意すること。 ・測量・建設コンサルタント等業務発注事務処 理要綱 ・管理技術者の兼務制限（測量・建設コンサル タント等業務）の緩和について（お知らせ）
第 3 節 再委託	第 4 節 再委託

特記仕様書

1 本業務において、業務分野別の共通仕様書の適用は次による。

業務分野	適用する共通仕様書
測量業務	測量業務共通仕様書（令和7年8月）広島県
地質調査業務（地質・土質調査業務）	地質・土質調査業務共通仕様書（令和7年8月）広島県
土木関係建設コンサルタント業務（設計業務等）	設計業務等共通仕様書（令和7年8月）広島県

2 情報共有システム

「情報共有システム対象業務」

3 成果物の提出

電子データ登録サーバを利用した提出をする。

4 提出書類（テクリス）について

発注機関確認担当者情報は、次のURL（広島県の調達情報）に掲載される別紙を参考にすること。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/corins_koji_gyomu.pdf

5 その他

・当該業務は、一般国道486号の土壤汚染対策法に関する申請に対応するため、土壤汚染状況のボーリング調査を行うものである。

・遠隔臨場について

- 1 臨場を要する立会等について、広島県の「建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領」（令和7年6月1日一部改正）による遠隔臨場を実施することができる。
- 2 受注者は、遠隔臨場を希望する場合、業務打合せ簿により、必要事項を記載の上、調査職員と協議するものとする。

・法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、業務計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 業務の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
 - (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』
- 2 「実施方針」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、業務計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更業務計画書を提出すること。

・労働環境改善（ウィークリースタンス）について

本業務は労働環境改善（ウィークリースタンス）を目的とした業務であり、次により実施する。

- 1 初回打合せ時に、発注者から受注者に本取組の内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙－１「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」（以下「別紙－１」という。）を基に確認し設定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。
- 2 受注者は、取組内容を、別紙－１に整理し、打合せ記録簿と合わせて提出し、受発注者間で共有する。
- 3 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。
- 4 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、別紙－２「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。

なお、別紙－１及び別紙－２については、令和元年５月30日付けで「広島県の調達情報」ホームページのお知らせ欄に掲載してある様式を利用する。

「広島県の調達情報」（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>）

国道４８６号道路改良事業に伴う業務委託（Ｒ７－２工区）（用地調査） 特記仕様書

第１章 総則

第１節 適用

- １ 本特記仕様書は、 国道４８６号道路改良事業に伴う業務委託（Ｒ７－２工区）のうち、用地調査等業務 に適用する。
- ２ 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・用地調査等業務共通仕様書（広島県土木建築局制定（直近の改正版を用いること。）以下「共通仕様書」という。）
 - ※ 共通仕様書は、広島県ホームページの「広島県の調達情報」（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）－「技術管理基準等」－「業務委託関係」欄に掲載されたものを参照すること。

第２節 本業務における、主たる業務分野 用地調査等業務（土地利用履歴等調査）

第３節 管理技術者

- １ 管理技術者は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第４条の規定による技術管理者とする。
- ２ 管理技術者は、業務の確認に当たっては、用地調査等業務チェックマニュアル（案）により実施することとする。
- ３ 次の要綱等に、管理技術者の兼務制限が定められているため、注意すること。
 - ・測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱
 - ・管理技術者の兼務制限（測量・建設コンサルタント等業務）の緩和について（お知らせ）

第４節 再委託

- １ 共通仕様書第８条第１項の「主たる部分」とは、次の各号に掲げる事項等をいい、受注者はこれらの業務を再委託することはできない。
 - (1) 業務の総合的企画、業務計画書作成、現地踏査
 - (2) 業務の実施手法の比較検討及び決定
 - (3) 業務遂行管理
 - (4) 調査業務の手法の比較検討及び決定
 - (5) 調査業務に係る技術的判断
 - (6) 成果物の点検及び補修（検証）
 - (7) 照査技術者による点検等（照査）
- ２ 本業務において、契約約款第７条第２項に規定する「指定した部分」は、定めないものとする。
- ３ 本業務は、個人情報の取扱いを伴う事務を委託する業務である。用地調査等共通仕様書第８条第２項に規定する「軽微な部分」のうち個人情報の取扱いを伴う事務は、契約約款第７条第３項ただし書きに規定する「軽微な部分」に含まないものとし、受注者は再委託にあたっては発注者の承諾を得なければならない。

第2章 その他

第1節 業務内容

- 1 打合せ協議
- 2 作業計画書の作成
- 3 土地利用履歴等調査
 - (1) 法令関係資料の調査（対象：42,600m²）
 - (2) 現況利用調査（対象：42,600m²）
 - (3) 聞き取り等調査（1機関）
 - (4) 登記履歴調査・住宅地図等調査（対象：42,600m²）
 - (5) 報告書作成

第2節 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。成果物の提出は、電子データ登録サーバを利用して行う。

第3節 提出部数

本業務においては、共通仕様書第24条によらず、受注者は発注者に対し、成果物を正1部副2部提出することとする。